

岩手ホスピスの会
代表 川守田 裕司 様

岩手県保健福祉部長



県南 3 市町の子どもたちの健康調査実施を求める要望について
二のことについて、平成 25 年 9 月 3 日付で提出されたところですが、下記のとおり
回答しますので御査収願います。

記

1 尿中放射性物質サンプリング調査の継続について

【回答】

(1) 岩手県では、過去 2 年間、比較的空間線量が高い県南部を中心として、子どもを対象とする放射線内部被ばく健康影響調査を実施しました。

その結果について、平成 23 年度の有識者会議において「放射線による健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価が得られたところであり、さらに平成 24 年度においては、対象者の内部被ばくの減少が見られたことから「科学的な見地からの調査の継続は必要ない。」との評価もいただいたところです。

(2) 一方で、県南部を中心に、県民の不安は十分には払しょくされていないと承知しているところであり、併せて、有識者会議においても、リスクコミュニケーションの一環として、可能であればもう少し調査を継続してはどうかとの意見もいただいているところです。

(3) 調査の継続には、調査対象者からの協力が必要であることから、現在、その意向も踏まえつつ、実施に向け準備を進めているところです。

2 甲状腺検査及び健康影響に関する調査の実施について

【回答】

(1) 現往、福島県において実施されている甲状腺検査では、18 人の子どもについて、甲状腺がんが診断が確定しているところですが、福島県県民健康管理調査検討委員会においては、[現状では、原発事故の影響とは判断できない。]との見解を示しているところです。

(2) また、当該調査において、5.0mm以下の結節又は 20mm 以下のう胞が認められたいわゆる「A2」判定の子どもが全体の 44.0%、二次検査の実施対象である B 判定は 0.7%であった。

この結果を受け、他の地域と有所見率の比較を行うため、昨年度、国において甲状腺結節性疾患有所見率等調査が実施されました。その結果、3 県（青森県、山梨県、長崎県）合計で A2 判定とされた子どもは全体の 56.5%、B 判定は 1.0%でありました。

なお、国では、引き続きB判定とされた子どもの調査を継続していく予定と聞いています。

- (4) また、世界保健機関（WHO）が発表した福島原発事故WHO健康リスク評価専門家報告書では、福島県以外の地域や日本近隣諸国においては、甲状腺がん等の疾病のリスク増加は無視できる水準であるとされています。
- (5) さらに、国連科学委員会（UNSCEAR）の年次会合の総括においても「福島第一原発事故による放射線被ばくで、現在のところ健康への影響は出ていない。また、住民の被ばく量は少なく、今後も健康への影響が生じる可能性はない。」との見解が示されております。
- (6) これらを踏まえ、本県としては、国や福島県の結果及び科学的な知見等を注意深く見守りながら、必要な場合に速やかに対応できるような態勢を整えることが肝要と考えております。

3 岩手県がん対策推進計画としての位置付け及び取り組みの強化について

県では、岩手県がん対策推進協議会においてご協議いただき、本年3月に第2次岩手県がん対策推進計画を策定したところであり、今後とも協議会をはじめ関係者等のご意見を踏まえながら、計画に基づきがん対策を推進してまいります。